



市の話題

# 子ども手当の手続きはお済みですか

## 子ども手当の申請

4月中旬に、子ども手当の手続きが必要と思われる人へ案内文書を送付しました。提出が必要な人は早急に手続きをしてください。ただし、公務員の場合は所属庁から支給しますので、勤務先にお問い合わせください。

## 子ども手当現況届

5月末に子ども手当の受給資格者で、現況届の提出が必要な人へ、現況届と案内文書を6月中旬に送付しています。未提出の人は早急に提出してください。

※4月～5月に「子ども手当 額改定請求書」(中学2・3年生の生徒または新たに出生した児童の増額請求)を提出し、認定された人についても現況届の提出が必要です。

※4月～5月に「子ども手当 認定請求書」を提出し、認定された人については現況届の提出は不要です。

子ども支援課 ☎70・9655

# 父子家庭へ給付拡大

児童扶養手当・特別児童扶養手当の請求と

現況届・所得状況届の提出を



## 児童扶養手当の父子家庭への支給

児童扶養手当は、ひとり親家庭に対する自立を支援するため、従来支給対象となっていた母子家庭の母などに加え、8月1日から父子家庭の父にも支給されます。11月30日までに申請し、認定された場合は、次の取り扱いとなります。

- ・7月31日までに支給要件に該当している人：8月分から支給
- ・8月1日から11月30日までに支給要件に該当した人：要件に該当した日の翌月分から支給
- ※手当の初回支払いは早くも12月10日になります。
- 12月1日以降に申請し、認定を受けると、申請の翌月からの支給となります。

## 児童扶養手当

次のいずれかに当てはまる、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童、または20歳未満で政令の定める程度の障害の状態にある児童を監護している母、または児童を監護し、かつ生計を同一にしている父、または母・父に代わって児童を養育している人(児童と同居し、監

## 〈所得制限〉

支給を受ける人や扶養義務者の所得により手当の一部または全部が支給されない場合があります。

扶養親族の数	所得額		
	請求者(父または母または養育者) 全部支給	一部支給	配偶者、扶養義務者、孤児などの養育者
0人	190,000円未満	1,920,000円未満	2,360,000円未満
1人	570,000円未満	2,300,000円未満	2,740,000円未満
2人	950,000円未満	2,680,000円未満	3,120,000円未満
3人	1,330,000円未満	3,060,000円未満	3,500,000円未満

※この所得額は、給与所得控除額等を控除した後の額です  
 ※受給資格者が父または母から養育費を受けているとき、政令の定めるところにより相当額を加算した額が所得額になります

護し、生計を維持していることが受給できます。また、ほかに公的年金、遺族補償の受給状況、所得制限といった一定の条件があります。

## 〈支給要件〉

- ① 父母が婚姻を解消した児童
- ② 父または母が死亡した児童
- ③ 父または母が政令で定める重度の障害にあ

## 〈必要な書類〉

子ども支援課の窓口で相談の上、必要書類を説明します。

## 〈受給資格が喪失する場合〉

手当を受給している人でも次のような場合に当てはまるときは、受給資格が喪失しますので届け出をしてください。

- ① 受給者または児童が日本国内に住所を有しないとき
- ② 受給者が公的年金・遺族補償を受けることができるとき(老齢福祉年金を除く)
- ③ 児童が父または母の死亡について公的年金・遺族補償を受けることができるとき
- ④ 児童が父または母に支給される公的年金の額の加算対象となったとき
- ⑤ 児童が児童福祉施設などに入所したとき、里親に預けられたとき
- ⑥ 児童が父(母が受給者の場合)または母(父が受給者の場合)と生計同一になったとき
- ⑦ 父または母が婚姻したとき(婚姻届は提出していないが、生活などを共にし、事実上婚姻関係にあるときを含む)
- ⑧ 児童を養育・監護しなくなったとき

## 特別児童扶養手当

政令に規定する障害の状態にある20歳未満の児童を家庭で養育している父もしくは母、または父母に代わって児童を養育している人（児童と同居し、監護し、生計を維持していること）が受給できます。また、ほかに公的年金の受給状況・所得制限といった一定の条件があります。

### 〈必要な書類〉

対象となる児童の診断書、戸籍謄本、住民票、請求者の口座、印鑑など、詳しくは子ども支援課で説明します。

## 児童扶養手当・特別児童扶養手当を受けている人へ

受給資格などの認定を受けた人は、毎年8月に現況届などを提出することが義務付けられています。この届けによって手当を引き続き受けられる資格があるかどうかを審査します。

現況届などの案内は、児童扶養手当の受給者（支給停止者も含む）には7月末に、特別児童扶養手当の受給者（支給停止者も含む）には8月10日に送付しますので、必要な書類を添えて必ず期限までに提出してください。

なお、現況届などを提出しないと、12月期（8～11月分）以降の手当が受けられなくなります。また、2年続けて提出されない場合は、手

当を受ける資格がなくなります。

一定要件に該当している受給者は、児童扶養手当について、毎年、一部支給停止適用除外事由届出書を提出する必要があります。対象者は、6月末に関係書類を事前に送付していますので、現況届提出時に合わせて必ず提出してください。また、平成21年度全部停止であった対象者も平成22年度分として、現況届提出と同時に適用除外事由届出書の提出が必要です。提出が遅れた場合、受給者にとって不利になる場合があります。

児童扶養手当の現況届の受け付けは8月2日(月)から、特別児童扶養手当の所得状況届の受け付けは8月11日(水)から行います。

## 8月は手当の支払月です

児童扶養手当と特別児童扶養手当の支払いは、8月11日(水)に指定された金融機関に振り込みます。

## 母子家庭の自立支援制度

母子家庭の自立・就労を支援するため、「自立支援教育訓練給付金」・「高等技能訓練促進費」の制度があります（所得制限あり）。詳しくはお問い合わせください。

子ども支援課 ☎870・9655

# 市営住宅空き家入居者の募集

●募集内容 Ⅱ南郷住宅（1戸）、深野園住宅（9戸）、野崎松野園住宅（3戸）、飯盛園第1住宅（3戸）、嵯峨園第1住宅（9戸）、嵯峨園第2住宅（6戸）、嵯峨園第3住宅（2戸）、楠公園住宅（5戸）【部屋の指定は不可】一般世帯向け・親子近居世帯向け・新婚世帯向け・福祉世帯向け・単身世帯向けの区分を設けています ●対象Ⅱ次の①～⑥のすべてに当てはまる人 ①市内在住・在勤者で、真に住宅に困っている人 ②同居または同居しようとする親族がある人（単身者の住宅は除く） ③収入基準に合う人（入居予定者全員の収入が対象。申し込み世

## 下水道のはなし

### 浄化槽

公共下水道が使用可能な地域で（供用開始済み区域）、いまだに浄化槽を使用している人は、トイレを使用する度に公共の水路や河川を汚しています。思い当たる人はご連絡ください。



園下水道管理課 ☎870・0495

## 今年も国勢調査の年です



10月1日に平成22年国勢調査を実施します。国勢調査は、法律に基づいて行われる人口と世帯に関する最も基本的な統計調査で、日本に住んでいるすべての人が対象となります。9月下旬から10月上旬にかけて国勢調査員が調査票の配布と受け取りに伺いますので、ご協力をお願いします。

園情報統計課 ☎870・9393

帯の法令による計算後の月収額が15万8千円以下、裁量世帯に当てはまる人は21万4千円以下） ④家賃を支払うことができる人 ⑤保証人があること ⑥過去に市営住宅に居住していた人は、不正な使用（無断退去・滞納など）がないこと ●入居時期 Ⅱ2月か3月頃 ●申込用紙の配布 Ⅱ8月9日(月)～25日(水)（用紙は1世帯1部） Ⅲ園8月25日（当日消印有効）までに市指定の封筒で郵送か持参で建築営繕課 ☎870・0480